

## 行政視察報告書

- 1：期間 平成22年 5月14日(金)
- 2：視察先 広島市
- 3：視察目的 行政視察
- ・ごみ行政について
  - ・国民健康保険事業について

### —目次—

<b>〈ごみ行政について〉</b> .....	<b>2</b>
1、ゴミ処理計画について .....	2
(1)基本理念と方針 .....	2
2、ごみ減量とリサイクルについて .....	2
(1)ごみの組成分析の実施方法と結果の活用について .....	2
(2)実施している取り組みの現状について .....	2
3、ごみ減量への市民参加について .....	3
(1)市民の意見集約・反映について(手法と対象数、主な意見) .....	3
(2)市民への周知・啓発について .....	3
(3)問題点と今後の課題について .....	3
4、事業系ごみについて .....	3
(1)事業系ごみの推移と現状について .....	3
(2)減量計画について .....	4
(3)問題点と今後の課題について .....	4
〔考察—学んだこと、大津市行政に生かすべき点について〕 .....	4
<b>〈国民健康保険事業について〉</b> .....	<b>5</b>
1、国民健康保険被保険者について .....	5
(1)被保険者の状況について .....	5
2、保険料について .....	5
(1)保険料の賦課について .....	5
(2)保険料の減免制度(申請減免制度)について .....	5
(3)保険料の滞納について .....	5
3、被保険者証について .....	6
(1)資格証明書、短期保険証の発行状況について .....	6
(2)保険証を持たない世帯への対応について .....	6
4、国民健康保険法第44条の窓口負担減免制度について .....	6
(1)窓口負担減免制度を実施しているかどうか .....	6
(2)制度実施の実際について(未実施の場合は今後の予定等) .....	6
5、問題点と今後の課題について .....	7
〔考察—学ぶべき点、大津市として生かすべき点について〕 .....	7

## 〈ごみ行政について〉

説明者：環境局 環境政策課課長 夏明秀嗣、業務部業務第1課指導担当課長 井上義則

### 1、ゴミ処理計画について

#### (1) 基本理念と方針

ゴミ処理基本計画は平成9年に策定したが、平成17年6月に抜本的に見直し、あらたに「ゼロエミッションシティの実現を目指す都市」という観点から新計画を策定した。計画期間は10年とし、平成16年度から20年度を前期、21年度から25年度を後期として、特に後期は「ゼロエミッションシティ広島を目指す第2次減量プログラム」を策定、これに基づいて具体的な目標を策定した。目標は次の3つ。(資料P7・リーフレット参照)

##### ①総排出量を過去最低に・・・1人1日765グラム

今でも政令都市の中でゴミ量は一番少ない。(ただし集団資源回収は含めない)

##### ②資源化率を当面総排出量の20%以上にし、24%をめざす。(32.5万トンのうち7.7万トン)

##### ③埋立処分率を総排出量の9%にし、10%をめざす。(32.5万トンのうち3万トン)

**【メモ】** 家庭系と事業系の取り組みの整理が必要、それぞれの目標を達成するための取り組みを行う。具体的には「第2次減量プログラム」P8～

### 2、ごみ減量とリサイクルについて

#### (1) ごみの組成分析の実施方法と結果の活用について

家庭系ゴミの組成分析は1年に1回。(平成21年データは第2次減量プログラムP2参照)7%が分別間違い(リサイクルプラスチックがはいるなど)であり、減量可能なごみが15%、リサイクル可能なごみが14%だった。事業系については、分別間違いが6%、減量可能が29%だった。

結果については、第2次プログラム策定に生かすとともに、啓発資料などに掲載して、市民の協力を得るようにしている。

#### (2) 実施している取り組みの現状について

##### ①分別の方法及び徹底について

平成16年度から容器包装プラリサイクルの実施に伴い、家庭系ゴミの分別を6分別から8分別へと変更している。この中には、紙類の回収や、有害ごみ(乾電池や蛍光灯)なども含まれている。総排出量は減っているが、平成16年から家庭系は横ばい状態、資源化するモノが減ったため。一部の処理工場(中工場)で灰溶融によるスラグ化を行っているが限界がある。

2008年12月に廃棄物処理事業審議会より家庭ごみ有料化の答申が出されたが、まずは、市民・事業者・行政が一体となったごみ減量・リサイクルに取り組み、第2次減量プログラムの実施をふまえて再検討することになった。

植木せんてい枝のリサイクルをさらに進めていく。(現在は家庭系のみリサイクルセンターで受け入れている)

分別の徹底のために地域環境指導員制度(公共衛生推進協議会の会員に依頼)を拡充して、美化活動やごみ減量・リサイクルについての活動をしてもらう。市民は早くから分別してきているので、意識は高い。

他都市で4.3%減量効果があるとされた透明袋の導入を検討している。そこで今年度5、6月に一定の町内をモデルの透明袋の使用を実施。アンケート調査して7月以降に方向を決める。

##### ②生ゴミの減量・資源化について

###### 「生ゴミ処理機購入補助制度」

ゴミとして出さず、電動処理機やコンポストで堆肥化したものを畑や庭へ返す。電動・非電動の2種類ある。以前、コンポスト容器に対して補助を行っていたが、利用が少なかったのをやめた。しかし全国で補助制度が普及してきたので市民からの声もあり、再度平成22年度から始めている。(→「家庭用生ゴミ処理機等購入補助制度」参照)

ゴミ処理機等を25,000人の市民が取り組む（第2次減量プログラム）と0.3万トン減量になる。家庭系生ごみリサイクル研究会が生ごみ処理プラントによるメタンガスや堆肥化などのとりくみを検討中。廃食用油の回収の促進もはかる。（現状は民間での取り組み）

### ③ 集団資源回収について

集団回収は広島市として補助などを行っていないため、民間ルートなのでどれくらいあるかわからない。市として、自治会などに積極的に取り組んでもらえるよう、啓発活動に努めている。集団回収とともに、資源ゴミ（紙・布・金属・ガラス）について、ステーション回収も行っている。市が業者に委託し月2回。政令指定都市は住民移動が多いので隣とのつきあいも少ないため、町内会だけにまかせられないという事情がある。

### ④ 消費者・販売業者等の協力について

過剰包装やレジ袋の削減、トレイなど店頭回収の品目拡大などを働きかけている。レジ袋の有料化（昨年10月全区で実施）とあわせて、マイバッグ持参運動を展開している。

買い物袋持参デー実行委員会を作って取り組みを進めている。実行委員会のテンポは年4回。消費者協会・女性の会・環境サポートの会・スーパー全事業者の4店舗と、市が協定を結び、協定書を作る。ドラッグストアや百貨店、コンビニ協会も加入している。

簡易包装やトレイなどの回収に取り組んでいる店を「あららの店」として認定して、推進を図っている。

## 3、ごみ減量への市民参加について

### (1) 市民の意見集約・反映について（手法と対象数、主な意見）

市民アンケート調査を行い、市民の意識の把握をおこなう。「110万人のエコ講座」を実施。今までは行政による出前講座という形だったが、減量リサイクルには市民協力は絶対。そのため積極的に行政が出かける事業を行う。国の緊急雇用対策費を原資にした。温暖化との関係もあり、家庭でできる取り組みの啓発を重点におこなっている。

### (2) 市民への周知・啓発について

参考資料に添付しているような、啓発パンフレットやリーフレットを発行するとともに、広報誌でも随時特集などで啓発している。西部リサイクルプラザなどでの衣服リフォーム教室などを通じて「もったいない」意識の醸成をはかる。減量リサイクルモニターを募集して、ごみ減量の取り組みで優れたものを紹介する。マイはしやマイカップの利用促進。市民の自主的な取り組みに対する表彰制度など。

### (3) 問題点と今後の課題について

環境意識の高い人はいろんな取り組みに参加されるが、実際にしてほしい方にきてもらえない。自治会の加入率が7割しかない。そういう地域での活動参加率が低い。ここをどうするかが課題となっている。

## 4、事業系ごみについて

### (1) 事業系ごみの推移と現状について

従来事業系ごみについては、処理施設への搬入事業者から料金徴収をしていたが、平成17年10月から透明、半透明の指定袋制度によって、直接排出事業者から手数料を徴収することとした。可燃、不燃の袋を分けて有料化することによって、導入前と比べて15%減少している。紙ごみについては、民間のリサイクル業者への搬入を求めて、市の清掃工場への搬入を規制している。平成14年178,000トンが20年は131,900トンとなっている。

今後容器包装プラリサイクルの分別をさらに進めるとともに、その対象とならない事業系の廃プラスチックごみについては熱回収（発電等）を行う予定（新安佐南）。

## (2) 減量計画について

### ① 減量計画を義務づける条例・計画等について

「広島市廃棄物の処理および清掃に関する条例第7条第3項」によって、減量計画書の作成および提出が規定されており、「事業系一般廃棄物の減量に関する指導要綱第3条第2項」によって減量化計画書の提出が義務づけられている。(大規模事業者)

### ② 減量計画の提出状況について

減量計画の提出状況は、対象事業所740件の内、585件約8割程度となっている。発生量・資源化利用など計画書、申請書を提出。指導している。減量できてないと勧告書を出す。

### ③ 事業者への指導・推進体制について

事業所については職員8人が2人1組で、分別徹底についても訪問するなどして指導している。3、4年に1回程度訪問するが、Aランクは訪問回数は少ないが、Cランクについては改善指導を重点的に行っている。

優良事業所については、毎年市長表彰を行い、インターネットなどで公表している。

「事業系一般廃棄物のリサイクルガイドライン」などを発行して、事業者に対する啓発を行うとともに、そこで働く従業員にも分別などの徹底をはかるよう求めている。

## (3) 問題点と今後の課題について

事業系ゴミは平成17年から指定袋にして、資源化率や量も増加している。事業所によっては分別せずそのまま出す業者もあり、それをゴミ業者が分別している実態もある。引き続き指導していく。デパートや大きい事業所は比較的成本意識が高いため、減量化が進んでいるが、小さい事業者については取り組むことが困難。

事業系ゴミの指定袋の手数料収入は、直接搬入も含めて可燃ゴミで平成20年度は25億円。

## 〔考察—学んだこと、大津市行政に生かすべき点について〕

広島市は政令指定都市で、人口も大津市に比べてはるかに大きい都市だが、ごみの減量・リサイクルなどでは、きめ細かい取り組みがおこなわれている。第2次減量プログラムに掲げられた目標とそれをやりきるための具体的な取り組み手段などがわかりやすく市民に示されていることは、減量・リサイクルを進めていく上で重要だと思われる。紙類や布類のステーション回収が行われていること、有害ごみの回収が行われていること(事業者への自主回収も働きかけているが)などが特徴的だった。

事業系ごみについても、大規模事業者への指導とともに、指定袋制度で減量をはかっていることがユニークであり、減量へのインセンティブが働く事業所でこそそのやり方だと思う。

家庭ごみの有料化については、審議会での答申は出されているものの、減量への取り組み結果を見てから再検討するとしており、市民的な取り組みへの合意を得る努力をしていると見受けられた。安易な有料化よりも、市民協力を得やすいこのような努力を見習うべきと感じた。

なお、集団回収補助金制度が実施されていないが、古紙の市場価格の変動によって、ごみ収集量が左右されるのではないかと思われた。

## 〈国民健康保険事業について〉

説明者：健康福祉局保険年金課 課長補佐 四橋雅則、主幹 安藤憲充

### 1、国民健康保険被保険者について

#### (1) 被保険者の状況について

##### ① 加入者数、世帯数および加入率の推移について

加入者数は286,514人（24.46%）、世帯は169,548世帯（32.36%）で、安佐南区が住宅地で最も多い。中区から西区までは旧市街地。安佐北・安佐南、安芸区・佐伯区は合併した地域。加入者数・世帯ともに減少傾向。（平成20年度から後期高齢者医療制度）

（P1参照）

##### ② 所得階層別の加入世帯数、人数の推移について

所得200万円未満が全世帯の7割をしめている。低所得者、年金生活者、失業者の方が該当。最近では若年の失業者なども増えている。（P4参照）

### 2、保険料について

#### (1) 保険料の賦課について

##### ① 保険料の賦課方式について

広島市は低所得者に安くなる「税方式」を用いている。全国で37自治体がこの方式。だから後期高齢者になって保険料が高くなった人もいる。地方税のフラット化については、これによりあがる人も下がる人もいるのでその影響については検討していない。

（P5参照）

##### ② 保険料の料率の推移について

応能・応益の賦課割合の変更、所得割：均等割・平等割の割合を、6：4から平成18年度から5：5に変更した。以前は中間所得層の負担が高く、収納率が伸び悩んでいたが変更したことで平成17年度から7・5・2割軽減制度を取り入れることができるようになった。料率の変遷についてはP6参照

#### (2) 保険料の減免制度（申請減免制度）について

##### ① 減免基準について

平成16年度までは、生活保護基準の1.3倍まで、生保基準は全額免除、1.1倍は90%減額、1.2倍で80%、1.3倍で70%の減免を行っていた。平成17年度以降は、前年度所得より3割以上減少した人についての減免制度となった。市としては恒常的な低所得に対する減免は本来の趣旨ではないと考えているとのことだった。

##### ② 制度の財源について

減免額は平成20年度で177,466千円。滞納なども含めて、補填は一般会計からおこなっている。法定繰り入れも含めて、現在約135億円となっている。（16年度は87億円）

##### ③ 利用状況について

減免件数は平成16年度までは増加しているものの、その後減少、平成20年度では5,548件（3,020世帯）となっている。

##### ④ 制度の市民周知について

しおり、ホームページで周知をはかっている。

#### (3) 保険料の滞納について

##### ① 滞納世帯数及び滞納額の推移について

収納率は平成11年度88.45%から平成20年度86.56%へと毎年減少している（現年分）。滞納額は同じく、29億円から33億円へと増加している。平成20年に低下しているのは、後期高齢者医療

制度の実施により、75歳以上の高齢者がいなくなったため。20年度で中地区の収納率が低いのは、単身者や若い人が多いため。また、平成17年度に低所得者に対する減免制度を廃止したが、収納率にはあまり影響がなかった。

滞納繰り越し分の収納状況は、平成20年度は景気悪化となった割には収納率は低下しなかった。基本的に繰り越し分の収納にはあまり時間をかけていない。

#### ②滞納世帯への相談体制について

電話での相談と面談。本庁の管理係13名、収納相談を行っている。

#### ③納付指導や差し押さえ（予告も含む）等の収納対策について

差し押さえ件数は、平成16年度は32件だったが、平成20年度は527件に増えている。差し押さえ予告は、20年度で約4,000件となっている。対象は主に給与、年金、預貯金。

平成21年10月からコールセンターができた。特別対策員が5人いる。

### 3、被保険者証について

#### (1)資格証明書、短期保険証の発行状況について

##### ①資格証明書、短期保険証の発行基準について

滞納をしている世帯で督促状を送付してもなお支払われない世帯には短期保険証を発行。さらに資格証明書は面談や電話で払えないという人には、すべて発行していた。現在は、資産や収入などが一定あるにもかかわらず払っていない悪質滞納者に限定して、発行している。（実施要領P17～21参照）

##### ②資格証明書、短期保険証の発行数の推移

資格証明書は平成19年度までは8,271件出していたが、平成20年度からは1件、21年度は0件というように、悪質滞納の確認ができた場合のみ出すようにしている。以前は機械的に発行していたが、貧困下の中で手遅れで死亡するケースなどがNHKでも放映され、市長が決断して、ゼロになった。

その代わり、短期保険証は、平成19年度は12,873件だったが、平成21年度は21,736件となった。（ほぼ資格証の件数が短期証に移行した形）

##### ③交付方法について（郵送、手渡しなどの方法）

通常の保険証とともに、短期証もすべて郵送発行している。

#### (2)保険証を持たない世帯への対応について

##### ①疾病時の保険証交付について

基本的に保険証は交付されている。

##### ②市独自の給付が受けられるかどうか

特になし。

##### ③福祉医療制度の適用について

乳幼児医療費助成など福祉医療などについての独自給付は他と同様に受けられる。

### 4、国民健康保険法第44条の窓口負担減免制度について

#### (1)窓口負担減免制度を実施しているかどうか

適用している。

#### (2)制度実施の実際について（未実施の場合は今後の予定等）

一部負担金の減免状況は、広島は全国で一番多い。平成16年度は2,098件、減免額は109,518千

円で、平成20年度は1,886件、73,687千円となっている。主な減免理由は貧困その他となっており、生活保護基準の1.3倍までの所得基準。期間は3ヶ月間だが、それ以降も申請してよいことになっているので、ほとんどが必要に応じて使用することができる。乳児・一人親、重度障害の福祉医療については無料化しているので、これとの併用はできない。

## 5、問題点と今後の課題について

滞納世帯が増加している中で、収納対策としての特別対策員が5人では不足しており、増員してほしいがなかなか増やせない。一般会計から70億円くらいの繰り入れは予算化しているが、最終的に百数十億円になることもあり、一般会計に影響を及ぼす状態となっている。

### 〔考察—学ぶべき点、大津市として生かすべき点について〕

国保料の減免制度については、従来の制度から後退したとはいえ、低所得者への減免制度が実施されていることは注目すべきこと。また、国保法第44条の減免制度が大規模に実施されていることは、国の姿勢待ちではなく、大津市でも直ちに行うべきと考える。

資格証は、悪質の確認ができないものには発行されておらず、命を守るという点で重要な決断であり、政府の国会答弁などとも合致しているといえる。また、短期保険証の発行についても、郵送交付されており、原則として保険証を持たないものはいない。

大都市に特徴的な収納率の低さとそれに伴う多額の一般会計からの繰り入れが大きな課題となっているが、市の姿勢の表れの一つとも考えることができる。同時に、納付相談・収納対策などのきめ細かさで人数が少ないわりに、差し押さえ予告などが機械的に行われるなどの問題も見られた。